

年金だより

市民課国民年金係

☎973-5498

国民年金保険料「10年の後納制度」は9月30日まで！

「10年の後納制度」

は、過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる仕組みです。（本来、国民年金保険料は2年を経過すると時効により納付することができません。）この制度を利用すれば、将来の年金額を増やすことができます。

「10年の後納制度」は、平成27年9月30日をもって終了します。

終了後、平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができ「5年の後納制度」が始まりますが、10年の後納制度よりも納付できる期間が短く、保険料の加算額も高くなります。

なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

すでに後納制度を申し込まれた方で、後納保険料の納付がお済みでない方は、納付書に記載された使用期限（平成27年9月30日）までに納付をお願いします。

後納制度を利用するには、コザ年金事務所にて、**申し込みが必要**です。

「10年の後納制度」を利用希望の方は、平成27年9月30日までに申し込みをし、納付する必要があります。

詳しくは、『コザ年金事務所』または『国民年金保険料専用ダイヤル』へお問い合わせください。



コザ年金事務所

☎933-2267

国民年金保険料専用ダイヤル

☎0570-011-050

市民課国民年金係

☎973-5498

平成27年度

お知らせします。2つの給付金

手続きはお済ですか？

平成27年度臨時福祉給付金の申請受付がはじまっています。
郵送・窓口での申請後、審査を行い、支給対象者と確認できた方に、10月中旬から給付金をご指定の口座にお振込みする予定です。

申請場所：うるま市役所本庁 地下1階
選挙管理委員会事務局会議室

申請受付期間：平成27年8月3日～平成28年2月3日
平日 午前8時30分～午後4時（土日、祝日を除く）

- ★受付窓口はかなりの混雑が見込まれますので、できるだけ同封の返信用封筒（切手不要）を使って、郵送での申請をよろしくお願いします。
- ★添付書類などわかりにくいところがあれば、お気軽にお問い合わせください。

平成27年度児童手当現況届及び子育て世帯臨時特例給付金のお手続きが未だの方も早めにお手続きをお願いします。申請後、審査を行い、支給対象者と確認できた方に、10月初旬から給付金をご指定の口座にお振込みを予定しています。

【お問い合わせ】「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金」
コールセンター ☎098-979-2860